

千葉市におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律実施要綱

平成23年10月20日

改正 平成26年 1月21日

改正 平成26年 4月 1日

改正 平成27年 7月 1日

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成28年12月19日

改正 令和 元年12月14日

改正 令和 4年 4月 1日

改正 令和 4年 9月 1日

改正 令和 6年 4月 1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「政令」という。）、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年国土交通省令・厚生労働省令第2号。以下「国土交通省令・厚生労働省令」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「国土交通省令」という。）に定めるもののほか千葉市内における法に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、国土交通省令・厚生労働省令及び国土交通省令の定めるところによる。

(登録申請)

第3条 法第5条第1項の登録の申請（以下「登録申請」という。）は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築等に関する確認済証の交付後に行うものとする。

2 登録申請にあたって、国土交通省令・厚生労働省令第7条の規定により添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国土交通省令・厚生労働省令第7条第1項第1号各階平面図は、原則として、それぞれ建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築等に関する確認の申請書に添付した又は添付しようとする図面に、設備の概要を記したものとする。

(2) 国土交通省令・厚生労働省令第7条第1項第2号に規定する加齢対応構造等を表示

した書類は、国土交通省令第34条に規定する基準に適合していることを表示した図書及び加齢対応構造等のチェックリスト別紙2①によるチェックリストとする。ただし、既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅の登録の場合で、国土交通省令第34条に規定する基準によることが適当でない認められる場合は、国土交通省令・厚生労働省令第10条に規定する基準によることができる。この場合のチェックリストは加齢対応構造等のチェックリスト別紙2②によるものとする。

(3) 国土交通省令・厚生労働省令第7条第1項第6号の市長が必要と認める書類は、市長が別に定める。

(登録申請書の部数)

第4条 法第6条第1項に規定する申請書は、正本1部、副本2部の計3部を千葉市長に提出するものとする。

(同居させることが必要であると市長が認める者)

第5条 国土交通省令・厚生労働省令第3条第2号に規定する同居させることが必要であると市長が認める者は、入居している高齢者の介護を行う者、入居している高齢者が扶養している児童、障害者等をいう。

(登録の基準等 床面積)

第6条 国土交通省令・厚生労働省令第8条第1号に規定する高齢者が共同して利用するための十分な面積を有する場合とは、共同して利用する部分の床面積の合計の数値と各専用部分の床面積の合計の数値を加算して得た数値が各専用部分の住戸数に25平方メートルを乗じて得た数値を上回っている場合とする。ただし、1つの専用部分に台所、収納設備及び浴室を備えている住戸で専用部分の床面積が25平方メートル以上の住戸は除外して計算するものとする。

(登録の基準等 構造及び設備)

第7条 国土交通省令・厚生労働省令第9条に規定する各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合とは、入居者が共同して利用する台所、収納設備又は浴室を入居者が通常利用するにあたって、入居者の通常利用の利便性を阻害しないものである場合とする。

(登録通知)

第8条 市長は、法第6条の規定に基づく登録申請書が法第7条第1項に規定する基準に適合する場合は、同条第2項の規定により登録簿に記載するとともに、その旨を申請者に通知（別記様式第1号）しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 法第5条第1項による登録の申請者は、市長が当該申請について法第7条による

登録及び法第8条による拒否をする前に取り下げようとするときは、別記様式第2号を市長に届け出なければならない。

(登録基準に適合しない旨の通知)

第10条 法第7条第4項の規定による登録基準に適合しない旨の通知は、別記様式第3号による。

(登録拒否の通知)

第11条 法第8条第2項の規定による登録の拒否の通知は、別記様式第4号による。

(地位の承継)

第12条 法第11条第3項による地位の承継の届出は、別記様式第5号による。

(廃業等の届出)

第13条 法第12条第1項又は第2項による廃業等の届出は、別記様式第6号による。

(登録の抹消)

第14条 法第13条第1項第1号による抹消の申請は、別記様式第7号による。

第14条の2 法第13条第1項による登録の抹消をした場合は、その旨を申請者に通知(別記様式第8号)しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第15条 法第10条の規定に基づく登録簿の閲覧は、執務時間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分の間に住宅政策課内において、登録事項を記載した書面により行う。

(契約締結前の書面の交付及び説明)

第16条 法第17条に規定する登録住宅に入居しようとする者に対し交付して説明する書面は、別記様式第9号による。

(報告、検査等)

第17条 法第24条により必要な限度において報告等を求める場合とは、サービス付き高齢者向け住宅事業が登録内容に基づいて適正に遂行されていないと市長が判断し、若しくは推定し、又は当該事業の適正な遂行を確認することが必要であると判断した場合をいう。

(指示)

第18条 法第25条第1項から第3項に規定する市長の指示は、原則として書面(別記様式第10号)により行わなければならない。

(登録の取消し)

第19条 法第26条第3項の規定による登録の取消通知は、別記様式第11号による。

(担当部署)

第20条 第17条及び第18条に定める事項は、住宅政策課と福祉部局所管課で協議の

上、各所管課にて行うこととする。

(補則)

第21条 この要綱で定めるもののほか、サービス付き高齢者向け住宅に関し必要な事項は、住宅政策課と福祉部局所管課で協議の上、判断することとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。